

紀美野町第3回定例会会議録

令和元年9月20日（金曜日）

○議事日程（第4号）

令和元年9月20（金）午前9時00分開議

- 第 1 議案第 81号 専決処分の承認を求めることについて
(紀美野町ひとり親家庭医療費助成条例の一部を改正する条例
について)
- 第 2 議案第 91号 紀美野町印鑑条例の一部を改正する条例について
- 第 3 議案第 92号 紀美野町職員給与条例等の一部を改正する条例について
- 第 4 議案第 93号 紀美野町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する
条例について
- 第 5 議案第 94号 紀美野町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定
める条例の一部を改正する条例について
- 第 6 議案第 95号 紀美野町消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例
について
- 第 7 議案第 96号 物品購入契約の締結について
- 第 8 議案第 97号 令和元年度紀美野町一般会計補正予算（第3号）について
- 第 9 議案第 98号 令和元年度紀美野町国民健康保険事業特別会計補正予算（第
2号）について
- 第10 議案第 99号 令和元年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計補正予
算（第2号）について
- 第11 議案第100号 令和元年度紀美野町介護保険事業特別会計補正予算（第3
号）について
- 第12 陳情第 1 号 町道認定に関する陳情について（委員長報告）
- 第13 議員派遣の件について
- 第14 閉会中の継続調査及び継続審査の申し出について
(総務文教常任委員会)
(産業建設常任委員会)
(議会運営委員会)

(議会活性化特別委員会)

(広報編集特別委員会)

(決算審査特別委員会)

○会議に付した事件

日程第 1 から日程第 1 4 まで

○議員定数 1 2 名

○出席議員

議席番号	氏 名
1 番	桐 山 尚 己 君
2 番	廣 瀬 隆 一 君
3 番	藤 井 基 彰 君
4 番	上 柏 皖 亮 君
5 番	七良浴 光 君
6 番	田 代 哲 郎 君
7 番	西 口 優 君
8 番	北 道 勝 彦 君
9 番	向井中 洋 二 君
1 0 番	美 野 勝 男 君
1 1 番	美 濃 良 和 君
1 2 番	伊 都 堅 仁 君

○欠席議員

な し

○説明のため出席したもの

職 名	氏 名
町 長	寺 本 光 嘉 君
副 町 長	小 川 裕 康 君

教 育 長	東 中 啓 吉 君
消 防 長	家 本 宏 君
総 務 課 長	細 峪 康 則 君
企画管財課長	坂 詳 吾 君
住 民 課 長	仲 岡 みち子 君
税 務 課 長	湯 上 増 巳 君
保健福祉課長	森 谷 善 彦 君
産 業 課 長	米 田 和 弘 君
建 設 課 長	井 村 本 彦 君
教 育 次 長	曲 里 充 司 君
会 計 管 理 者	北 山 仁 君
水 道 課 長	長 生 正 信 君
まちづくり課長	山 本 訓 永 君
美 里 支 所 長	坂 昌 美 君
代表監査委員	菊 本 邦 夫 君

○欠席したもの

な し

○出席事務局職員

事 務 局 長	中 谷 昌 弘 君
次 長	井戸向 朋 紀 君

開 議

○議長（伊都堅仁君） 皆さん、おはようございます。

開会前に、昨日開催されました平成30年度紀美野町決算審査特別委員会において、委員長に七良浴 光君、副委員長に田代哲郎君が選ばれましたので、報告します。

また、決算審査特別委員会の開催は、10月3日木曜日、9日水曜日、及び10日木曜日の3日間と決定しましたので、あわせて報告します。

これから、本日の会議を開きます。

それでは日程に入ります。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

（午前 9時00分）

◎日程第1 議案第81号 専決処分の承認を求めることについて

（紀美野町ひとり親家庭医療費助成条例の一部を改正する条例について）

○議長（伊都堅仁君） 日程第1、議案第81号、専決処分の承認を求めることについて（紀美野町ひとり親家庭医療費助成条例の一部を改正する条例について）を議題とします。

これから質疑を行います。

6番、田代哲郎君。

（6番 田代哲郎君 登壇）

○6番（田代哲郎君） おはようございます。

紀美野町ひとり親家庭医療費助成条例の一部を改正する条例について、質疑いたします。

1点は、基準日が1月1日から7月31日までとなっているのを、10月31日までに変えることでの何か違いがあるのかどうか。

それから、2点目は、ひとり親家庭医療費助成対象世帯数の推移はどうなっているのか。

その2点についてお尋ねいたします。

（6番 田代哲郎君 降壇）

○議長（伊都堅仁君） 住民課長、仲岡君。

(住民課長 仲岡みち子君 登壇)

○住民課長(仲岡みち子君) おはようございます。

それでは、田代議員の御質疑にお答えいたします。

1点目ですけれども、影響を受ける世帯といいますかね、何世帯あるかということなんですけれども、今回影響を受ける世帯というのは大きな変化はございませんが、85世帯中3世帯に影響と申しますか、ございます。そのうち1世帯はひとり親家庭医療の受給できる期間が3カ月延長となり、あとの2世帯は8月1日から対象世帯でしたが、11月1日から受給できることになるため、延期となります。

それから、次、2点目の推移でございますが、現在は対象者数が182です。世帯についても減はほとんどございません。昨年から1世帯増えたぐらいでございます。

以上、答弁させていただきます。

(住民課長 仲岡みち子君 降壇)

○議長(伊都堅仁君) 6番、田代君。

○6番(田代哲郎君) 基準日の延長で85世帯中3世帯が影響するということでございますが、これで不利になるようなことが、不利益を受けるようなことがないのかどうか、その点についてお尋ねいたします。

○議長(伊都堅仁君) 住民課長、仲岡君。

○住民課長(仲岡みち子君) そうですね、子供さんにつきましては、ひとり親家庭医療が受給できなくても、こども医療での受給対象となりますので、子供さんには不利にはなりません。が、お母さんだけが医療負担はないということで、不利といえは不利になります。子供さんはこども医療でありますので。

○6番(田代哲郎君) お母さんは受けられなくなる。

○住民課長(仲岡みち子君) そうです。三月だけ。

○6番(田代哲郎君) 三月だけ。

○住民課長(仲岡みち子君) はい。

○議長(伊都堅仁君) 6番、田代君。

○6番(田代哲郎君) お母さんだけということが三月間だけ、医療費助成が受けられなくなるということですが、お父さんに関してはどうなんですか。

○議長(伊都堅仁君) 住民課長、仲岡君。

○住民課長(仲岡みち子君) 失礼いたしました。対象者としましては、配偶者が

いない男子もしくは女子、または養育者ということになります。失礼しました。

○議長（伊都堅仁君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで質疑を終わります。

これから議案第81号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

6番、田代君。

（6番 田代哲郎君 登壇）

○6番（田代哲郎君） 反対討論を行います。

当初何も変わりはないという理解をしていたのですが、聞いておると3カ月間だけですけれども、親の医療費助成が受けられなくなる期間があると。ひとり親家庭というのは経済的、子供さんに関してはこども医療費助成制度が高校生まであるので影響はないと思いますが、ひとり親家庭というのは、いわゆる経済的にも非常に困窮している家庭が多くて、パートを二重三重にお母さんがかけ持ちしている世帯もあるというふうに聞いています。たとえ3カ月間であっても、やっぱり経済的に恵まれない世帯のお母さんの医療費が無料助成が受けられなくなるというのは、経済的にも非常に困窮の原因となると思いますので、反対をいたします。

以上です。

（6番 田代哲郎君 降壇）

○議長（伊都堅仁君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 反対討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで討論を終わります。

これから議案第81号、専決処分について承認を求める件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立多数）

○議長（伊都堅仁君） 起立多数です。

したがって、議案第81号、専決処分については、承認を求める件については、承認することに決定しました。

◎日程第2 議案第91号 紀美野町印鑑条例の一部を改正する条例について

○議長（伊都堅仁君） 日程第2、議案第91号、紀美野町印鑑条例の一部を改正する条例について議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

これから議案第91号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで討論を終わります。

これから議案第91号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第91号は原案のとおり可決されました。

◎日程第3 議案第92号 紀美野町職員給与条例等の一部を改正する条例について

○議長（伊都堅仁君） 日程第3、議案第92号、紀美野町職員給与条例等の一部を改正する条例について議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで質疑を終わります。

これから議案第92号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで討論を終わります。

これから議案第92号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第92号は原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第93号 紀美野町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する
条例について

○議長（伊都堅仁君） 日程第4、議案第93号、紀美野町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について議題とします。

これから質疑を行います。

6番、田代哲郎君。

（6番 田代哲郎君 登壇）

○6番（田代哲郎君） 弔慰金の返還に関する条例の変更ですが、具体的に条例が変更されることで、どうなるのか、もう一度詳しく説明していただけたらと思います。

（6番 田代哲郎君 降壇）

○議長（伊都堅仁君） 保健福祉課長、森谷君。

（保健福祉課長 森谷善彦君 登壇）

○保健福祉課長（森谷善彦君） それでは、田代議員の御質疑にお答えします。

災害弔慰金の支給に関する法律、同法施行令の改正により、最大でですね、やむを得ない理由によって災害援護資金の貸し付けを受けた者が支払い期日に償還金を支払うことが著しく困難と認められる場合は、償還金の支払いを猶予することができるという内容が1点。

それから、災害援護資金の貸し付けを受けた者が死亡したとき、または精神もしくは身体に著しい傷害を受けたために、災害援護資金を償還することができなかったときに加え、災害援護資金に貸し付けを受けた者が財産破産手続の開始の決定、再生手続の開始の決定を受けたときは、当該災害の援護資金の未償還額の全部または一部の償還を免除することができること。それから、3点目としましては、償還金の未払い猶予を市ま

たは災害援護資金の償還未払い額の全額もしくは一部の償還を免除するか否かを判断するために必要があると認めるときはですね、災害援護資金の貸し付けを受けた者、またはその保証人の収入または資産の状況について災害援護資金の貸し付けを受けた者もしくはその保証人に報告を求めて文書の閲覧もしくは資料の提出を求めることという、この大きな3点でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

(保健福祉課長 森谷善彦君 降壇)

○議長(伊都堅仁君) 6番、田代君。

○6番(田代哲郎君) 説明はそうだと思うんですけど、具体的にそれでは償還、援護資金の貸し付けを受けた人にとってはどうなのかということが気になるんですけど、その点について。条文がこれと変わるということで、不利になるようなことはないのかどうか。

○議長(伊都堅仁君) 保健福祉課長、森谷君。

○保健福祉課長(森谷善彦君) 具体的に償還についてはですね、東北の震災であるとか神戸の震災によって償還できない人が多くいるということで、今回の改正を国のほうで改正がされ、条例を改正するものであって、不利益になることはありません。また、先ほど説明させていただきましたが、未償還分についてはですね、一部またその人の状況によりですね、未済額の全部または一部の償還を免除するということになっておりますので、その点についても不利益にはならずにはですね、猶予を持って償還することができるということになっております。

以上です。

○議長(伊都堅仁君) ほかに質疑ありませんか。

11番、美濃良和君。

(11番 美濃良和君 登壇)

○11番(美濃良和君) 3点あるんだということで今、説明があったんですけども、1点目ですね、身体的な問題で免除することについては、それはもう客観的にすぐに判断できると思うんですけども、その前に言われた部分の判断というのはどういうふうなことになるって、どういうふうになら何をもって免除の対象、免除ですかね、するんか、その辺のところについてお聞きしておきたいと思います。

(11番 美濃良和君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） 保健福祉課長、森谷君。

（保健福祉課長 森谷善彦君 登壇）

○保健福祉課長（森谷善彦君） 美濃議員の御質疑にお答えします。

災害援護資金の貸し付けを受けた者が身体的、もしくは精神的、それから死亡したときということで償還をすることができなかった場合、未済額の全額または一部の償還を免除するという事になっているんですが、精神的であるとか身体的っていうところは判断が難しいところにありますので、医療、医師の判断によるところで手続が進む予定となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

（保健福祉課長 森谷善彦君 降壇）

○議長（伊都堅仁君） ほかにありませんか。

7番、西口 優君。

（7番 西口 優君 登壇）

○7番（西口 優君） 今の説明の中でですね、保証人というふうな説明がありました。保証人というのは、これは支給を受けるときに保証人が要するという解釈でよろしいですかね。もし、要するという解釈であったら、保証人というのはあくまでも、もし本人が支払う能力がなくなったときに、保証人の保証しなきゃいけないと、保証人がついていっていったら保証するべきかなと思うんですけど、保証人の立ち位置というのはどういうところにありますかね。

（7番 西口 優君 降壇）

○議長（伊都堅仁君） 保健福祉課長、森谷君。

（保健福祉課長 森谷善彦君 登壇）

○保健福祉課長（森谷善彦君） 西口議員の御質疑にお答えします。

保証人の制度については、さきの6月議会においてですね、保証人はつけることが今後の改正によって、この前の改正によって保証人はつけることが要らなくなりました。それによって利率が変わることになるんですけども、今まで保証人をつけた方についてはですね、その保証人の経済状況によって未償還額の全部または一部の償還を免除するという事と取り扱いになっておりますので、御答弁とさせていただきます。

（保健福祉課長 森谷善彦君 降壇）

○議長（伊都堅仁君） 7番、西口君。

○7番（西口 優君） 今の説明だとね、本来保証人というのはそういうもんじゃなくて、保証能力のある人を、そういうふうになろうかと思うんですよ。保証能力のない人が保証人になったんじゃ、そりゃ、始まらないと思う。たとえ、今後はそういうこと必要なくても、今までとってた保証人というのは、本来保証するという前提でとってよかな、保証人というのをとってよかなと思うんですよ。だからそれを最初から保証能力があるないとかってというのは、本来論外じゃないかなと思うんですけど、その点の確認だけしたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） 保健福祉課長、森谷君。

○保健福祉課長（森谷善彦君） 西口議員の再質疑にお答えします。

保証人については、西口議員御指摘のとおり、資金を借り受けた者がですね、本来返すべきで、その借り受けた者がですね、返還できない場合、保証人が支払うということとなっておるんですが、保証人の収入とか資産もですね、そのとき借り受けたときの状況から変化する場合がございます。その辺について、保証人の収入または資産の状況をですね、報告を求めて、資産状況を明らかにして保証人についてもですね、資料を提供を求め、それを資産がないとわかったこととなるとですね、また借受者の償還未済額の部分について協議し、内容的によっては未済額の全部または一部の償還を免除するという取り扱いとなっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（伊都堅仁君） 7番、西口君。

○7番（西口 優君） 今の説明でね、よくわかりにくいというのが、本来保証能力ってというのは、保証能力が将来にわたっても保証ができるという能力を有する人が保証人になるべきやしょ。将来、こういうふうなもんがあった、そんなに長い期間借りるわけじゃない、そうしたときにね、最初から保証、そのときに見直すじゃなくて、一定の期間、保証能力のあるという前提で保証人を立てるべきであって、一定の期間が過ぎたらもう保証能力がなくなるような人を保証人に大体することが問題ではないかなと、こういうふう思うんですよ、一般論としてね。だから、なぜそういうことが起こり得るような人を保証人に、それやったら誰でも保証人がなれるような感じになってしまう。そうじゃなくて、もうちょっと保証人という人を選ぶときにね、精査するべきじゃないかなって、こういうふう思うので、一応念のために申し送りしときます。

○議長（伊都堅仁君） 保健福祉課長、森谷君。

○保健福祉課長（森谷善彦君） 西口議員の質疑のとおりですね、保証人についてはですね、その保証人の収入とか資産の状況を十分勘案して保証人を選定するところではございますが、保証人の状況にもよって変化がありますので、そのあたり十分こちらとしてもですね、保証人の状況を確認して貸し付けを行いたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

○議長（伊都堅仁君） ほかに質疑はありませんか。
5番、七良裕 光君。

（5番 七良裕 光君 登壇）

○5番（七良裕 光君） 私から、償還金の支払い猶予っていう文言があるんですが、この具体的に支払い猶予はどれぐらいの期間を猶予するとか、こういう場合にはこれだけの猶予を与えることができるのかという、そういう基準があるのかと思いますので、その点具体的に説明を願いたいと思います。
以上です。

（5番 七良裕 光君 降壇）

○議長（伊都堅仁君） 保健福祉課長、森谷君。
（保健福祉課長 森谷善彦君 登壇）

○保健福祉課長（森谷善彦君） それでは、七良裕議員の御質疑にお答えします。
償還金の支払い猶予は1年以内とし、その理由が継続し、特に必要がある場合は改めてその手段をとるということになっておりますので、支払い猶予は初めは1年間ということとなります。
以上、答弁とさせていただきます。

（保健福祉課長 森谷善彦君 降壇）

○議長（伊都堅仁君） 5番、七良裕君。

○5番（七良裕 光君） 最初は1年以内という御答弁でありましたが、1年以内猶予した中でまた問題が発生したときの猶予期間というのは、その都度その事案によって対象者によって猶予期間がまた変わってくるということによろしいですか。それともまた引き続いて1年以内というような形での猶予というような格好になっているんですか。再度尋ねたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） 保健福祉課長、森谷君。

○保健福祉課長（森谷善彦君） 支払い猶予の期間は1年以内で、この手続きをとら

ずに遅延した場合は違約金というような手続をとらせていただくんですが、その人の状態によってその理由が継続し、特に必要があると認める場合は改めて1年間の猶予期間という手続をとることとなります。

○議長（伊都堅仁君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで質疑を終わります。

これから議案第93号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで討論を終わります。

これから、議案第93号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第93号は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第94号 紀美野町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（伊都堅仁君） 日程第5、議案第94号、紀美野町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について議題とします。

これから質疑を行います。

○議長（伊都堅仁君） 6番、田代哲郎君。

（6番 田代哲郎君 登壇）

○6番（田代哲郎君） 家庭的保育者になれないというか、家庭的保育者の基準を決める条例なんですが、児童福祉法第34条の20、第1項第3号3というのは、この法律、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律の法律、その他国民の福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、また執行を受けることがなくなるまでのものということになっています。これは、いわゆる家庭的保育者に該当しない者という理解でいいの

かどうか、答弁を求めます。

(6番 田代哲郎君 降壇)

○議長(伊都堅仁君) 保健福祉課長、森谷君。

(保健福祉課長 森谷善彦君 登壇)

○保健福祉課長(森谷善彦君) それでは、田代議員の御質疑にお答えします。

児童福祉法第34条の20、第1項第3号については、児童虐待の防止に関する法律第2条に規定する児童虐待または非措置児童虐待を行った者、その他児童の福祉に著しく不当な行為を行った者を指すものでございますので、そういうことで失格条項を定めておりますので、答弁とさせていただきます。

(保健福祉課長 森谷善彦君 降壇)

○議長(伊都堅仁君) 6番、田代君。

○6番(田代哲郎君) 新旧対照表で書かれている法第34条の20第1項第3号のいずれにも該当しない者ということになっているんですが、第4号から旧条例では、法第34条の20第1項第4号ということになっていて、これを3号に変えてあるんですが、3号というのは今、私が読み上げたとおりの法律やと思うんですが、そういうことではないという、いわゆる虐待の法律だということですか。その点確認します。

○議長(伊都堅仁君) 保健福祉課長、森谷君。

○保健福祉課長(森谷善彦君) すみません、児童福祉法の第34条の20については、もともと田代議員御指摘のとおり、児童買春、児童ポルノに関する行為というようなその文言の分については、もともとは第34条の20の第3項でございました。ただし、改正により、第1項である養育里親、養育縁組里親になることができない条項の中で、成年被後見人または被保佐人が削除されましたので、それが繰り上がり、先ほど述べさせてもらった児童虐待の防止に関する法律で、虐待を行った者、その他児童の福祉に著しく不適当な行為をした者が繰り上がり、今回の改正に至るものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長(伊都堅仁君) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊都堅仁君) これで質疑を終わります。

これから議案第94号に対し、討論を行います。

反対討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊都堅仁君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊都堅仁君) これで討論を終わります。

これから議案第94号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(伊都堅仁君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第94号は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第95号 紀美野町消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例
について

○議長(伊都堅仁君) 日程第6、議案第95号、紀美野町消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例について議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(伊都堅仁君) これで質疑を終わります。

これから議案第95号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(伊都堅仁君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊都堅仁君) これで討論を終わります。

これから議案第95号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(伊都堅仁君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第95号は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第96号 物品購入契約の締結について

○議長(伊都堅仁君) 日程第7、議案第96号、物品購入契約の締結について議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(伊都堅仁君) これで質疑を終わります。

これから議案第96号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(伊都堅仁君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊都堅仁君) これで討論を終わります。

これから議案第96号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(伊都堅仁君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第96号は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第97号 令和元年度紀美野町一般会計補正予算(第3号)について

○議長(伊都堅仁君) 日程第8、議案第97号、令和元年度紀美野町一般会計補正予算(第3号)について議題とします。

これから質疑を行います。

6番、田代哲郎君。

(6番 田代哲郎君 登壇)

○6番(田代哲郎君) 令和元年度一般会計補正予算(第3号)について質疑を行います。

まず、歳入で、3ページ、13款分担金及び負担金で、民生費負担金、児童福祉費負担金で、児童福祉施設負担金が171万円の減額補正となっています。この減額補正についての説明をお願いします。

それから、歳出で7ページ、3款民生費、社会福祉費、老人福祉費、19節負担金補助及び交付金です。認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業補助金1,546万円の計上となっています。対象となる施設と事業内容の具体的な説明をお願いします。

それから、同じページで4目障害者福祉費、償還金利子及び割引料で、過年度返還金

775万円の計上となっています。この返還金についての説明を求めます。

それから2項児童福祉費で、児童福祉総務費、20節の扶助費、在宅育児手当216万円で、これで対象となる世帯は何世帯なのか、説明を求めます。

それから4目の保育所費で、財源を特定財源から一般財源にかえる理由について説明をお願いします。

以上です。

(6番 田代哲郎君 降壇)

○議長(伊都堅仁君) 保健福祉課長、森谷君。

(保健福祉課長 森谷善彦君 登壇)

○保健福祉課長(森谷善彦君) それでは、田代議員の御質疑にお答えします。

まず、1点目、歳入の13の2の2目、民生費負担金の児童福祉施設負担金の171万の減額補正でございます。

これは、国の幼児教育・保育の無償化により、3歳から5歳までの全ての子供たちの幼稚園・保育園・認定こども園の保育料が無償化されるとともに、低所得者世帯にも配慮し、0歳から2歳までの住民税非課税の世帯の子供を対象とし、保育料が無償化されます。町の施策として、国の施策の対象とならない、課税世帯の0歳から2歳の保育料についても、10月以降保育料について無償化し、町内の保育所・こども園の保育料を完全無償化するためにですね、171万の減額補正をするものでございます。対象の世帯としては28世帯ということになります。

続きまして、歳出の3款1項3目の老人福祉費、認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業補助金の事業内容でございます。

これは、認知症高齢者グループ等の防災改修等に係る支援補助金で、国100%補助の交付金で、内容につきましては、グループホームラフェスタ紀美野のエアコン改修及びグループホーム美里園の停電時対応のための自家発電設備の改修のための補助となっております。交付基準額は1件当たり773万円で、2件分の1,546万の補正でございます。

続きまして、3款1項4目障害者福祉費、23節の償還金利子及び割引料過年度返還金で、775万の補正でございます。

これは、生活介護、施設で入浴・排せつ・食事の提供などをサービスを受ける生活介護、それから就労継続支援、作業所などのサービスや、更生医療費の利用実績が見込み

額よりも少なく、それに対して国及び県に対して補助金を返還するものでございます。

続きまして、3款2項1目の在宅育児手当でございます。

これにつきましては、現在保育所に入所していない、またはさせていない1歳から3歳児、3歳となる年の3月末までの児童を持つ世帯で入所させていない・していない世帯について、月1万円の支援を行い、在宅育児の世帯についても支援するものでございます。対象世帯としては、41世帯となります。

それから、3款2項4目の保育所費の特定財源の内訳でマイナス221万4,000円でございます。

これにつきましては、保育所費、それから給食費を町のほうで負担するということで特定財源を一般財源に振りかえるものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

(保健福祉課長 森谷善彦君 降壇)

○議長(伊都堅仁君) 6番、田代君。

○6番(田代哲郎君) 確認しますが、歳入の13款分担金及び負担金、民生費分担金負担金の3ページの分ですけど、児童福祉負担金を171万円減額するのは、いわゆる10月からの保育費無償化の実施で、国の基準を超えて町は保育費を負担するというに伴い、国の負担金を171万減額するという事でよろしいのかどうか、そういうことなのかどうか確認させてください。

○議長(伊都堅仁君) 保健福祉課長、森谷君。

○保健福祉課長(森谷善彦君) 田代議員の再質疑にお答えします。

国の施策の対象とならない課税世帯の0歳から2歳の保育料についても当初計上していたところですが、10月以降保育料をその世帯についても無償化するという事で、親からの負担金の減額。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長(伊都堅仁君) ほかに質疑ありませんか。

7番、西口 優君。

(7番 西口 優君 登壇)

○7番(西口 優君) 説明資料の9ページで、建設残土処理費1,100万円、建設残土処理場侵入舗装工事と、こういうふうに書かれているんですけど、これについてはもう少し具体的にどこをどういうふうに、あんまり1,100万いうたら高いんか

なと思うんですけどね、その点ちょっと聞かせてもらいたいと思います。

それと、10ページの星の動物園環境整備測量設計業務委託料2,478万5,000円という、このそういうふうに直すのはそれはそれとして、後、直してからの運営方法っていうんですかね、結構高いお金をかけて、もともと設備も高いお金をかけてつくられたもんやけども、利用が徹底されてないというか、そういうふうになっていると思うんですけど、今後それだけのお金をかけてどういうふうな運営方法をされるのか、ちょっと尋ねたいと思います。

(7番 西口 優君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） 建設課長、井村君。

(建設課長 井村本彦君 登壇)

○建設課長（井村本彦君） それでは、私のほうから予算に関する説明資料の9ページ、西口議員の御質疑にお答えをさせていただきたいと思っております。

7款5項の1目、建設残土処理費の15節の工事請負費の1,100万円の増額でございますが、これに関しましては、残土処理場の進入路の舗装工事ということでございます。6月の補正予算において、この整備工事というのをお認めいただきました。それに伴いまして、舗装工事を行うということでございます。また、過去に行っている部分に関しましても、かなり皆さん御存じのとおり、最近残土処分場へ大型車の搬入が多くなってございますので、傷んでいる箇所もかなりございますので、そこを含めて修繕をしていくと。ちなみに、舗装構成についても大型車が通るために割高になってしまうということも御理解いただきたいと思いますと思っております。

以上でございます。

(建設課長 井村本彦君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） 教育次長、曲里君。

(教育次長 曲里充司君 登壇)

○教育次長（曲里充司君） 議案書、予算の説明の10ページ目の星の動物園の環境整備の測量設計業務2,478万5,000円に関する今後の運営方法という御質疑だったと思います。いろんな今回施設を機能的には追加する予定になってございます。ですので、もちろんお金、有料化できる施設は有料化するような形で、できるだけ財源の確保のために努力はしようとは思ってます。その他、いろんな無料でも魅力発信できるような施設っていうのもいろんな形で整備はしていきますので、もちろん天文台の職員

ほか、観光の面では和歌山大学の御助言とかいろんな形で意見をお伺いしながら、今後もうちょっと具体的には詰めていきたいなと考えてございます。

以上でございます。

(教育次長 曲里充司君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） 7番、西口君。

○7番（西口 優君） 星の動物園についても一度聞かせてもらいたいと思います。有効活用ということについてね、具体的な、これから考えると言うんだったら、考える前に見直すということになって、直してから考えるということになるのかなと。本来だったらもうちょっと、これだけのお金をかけて設計委託するという、当然これはあくまでも設計業務委託料ということなんで、実際にはこれからお金がかかるということになろうかと思うんですけど、その使用目的がたとえ無償で貸し付けるにしても有効利用ができればそれはそれでよしとするんですけど、その辺の有効活用ということについてね、もう少し具体的に説明を求めたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） 教育次長、曲里君。

○教育次長（曲里充司君） 西口議員の御質疑にお答えをさせていただきたいと思っています。

現在、星の動物園につきましては、月の館、星の塔ということで、それぞれ2施設の建物がございます。そこら辺では十分な現在集客には至っていないということで、それ以外の施設も機能アップするため、魅力アップするために付加価値をつけていくと。そこに集客していただいた方が、また周りの宿泊施設なり、かじか荘なり、バンガローなりへ、効果的に影響を広げていければなということで、今回星の動物園の環境整備ということで実施をさせていただくものでございますので、御理解賜りたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） ほかに質疑ありませんか。

11番、美濃良和君。

(11番 美濃良和君 登壇)

○11番（美濃良和君） それではですね、9ページですね、先ほど西口議員のほうからもこのことについて、建設残土の問題についてですね、質疑ございましたけれども、工事請負費で1,100万と。この地域、特に神野市場ですね、狭い道をかなり何台、何百台という車が、トラックが走るということで問題、いろんな御意見も出ているわけでございますけれども、1つにはこの舗装が先ほどからあるように悪くなってきて

ると。どの辺までをまずやられるのかを聞きたいと思います。

それからですね、以前から出てるんかもわかりませんが、下神野小学校のですね、の前を歩いて行くんで、幸い歩道が学校側にあるということで、横断をすることがないかというふうに思うんですけども、この辺のところはですね、安全対策どうであるのか。9月まで一旦車が、トラックが通らんかったんですけども、また始まってきている中で、その辺のところについてお聞きしたいと思います。

それから、ほこりで散水業務っていうことで、これも300万ですね、これについても十分な対応になっているんかどうかお聞きしたいと思います。

それですみません、8ページの、衛生費4款の清掃費の中の塵埃処理場ですか、これで工事請負費として448万3,000円と補修整備工事費として上がっておりますけれども、これについてのですね、説明もお聞きしておきたいと思います。

それからですね、10ページで、1つは学校管理費ですね、9款の。中学校費の中の学校管理費で、美里中学校のバリアフリー化とそれからですね、空調設置工事等が上がっております。これについてのですね、お聞かせいただきたいと思います。

それとですね、星の動物園が社会教育費の中でですね、上がっています。今、西口議員のほうからもありましたけれども、この前ですね、全協で一定のお話がお聞きしたんですけども、今までにないですね、文化的なところの1つの紀美野町の特徴ということで計画されているんだというふうに思うんですけども、私は問題、何度が上がっていくんですが、町長も行ってもうたわかるように、道路ですね、ちらちらと上がりますけれども、上のほうに整備されていくんですけども、上のそういうふうな整備された部分と、それからアクセスですね、これとはある程度調和がとれていなければですね、以前からマイクロバスも上がらんと。今、そういうふうに少しでも多くの方々に来ていただくという観点になってまいりますと、マイクロバスだけではなくて一定の大きさのバスも上がっていけるようなですね、アクセスも同時に進めていって、やっこの星の動物園の整備というふうになっていくんじゃないかというふうに思うんですが、その辺はどういうふうになっているのか、お聞かせいただきたいと思います。

(11番 美濃良和君 登壇)

○議長（伊都堅仁君） 建設課長、井村君。

(建設課長 井村本彦君 登壇)

○建設課長（井村本彦君） それでは、私のほうから美濃議員の御質疑にお答えを

させていただきます。

予算に関する説明書の9ページの土木費、7款の6項建設残土処理費の13節委託料と15節工事請負費についての御質疑でございます。

まず、300万の残土処理場の散水業務の委託料についてでございますが、従来まででありますと、搬入台数も少ないということで、場内のみをシルバーに委託してやっていただいていたのですが、これではとても外部のほうもほこりがかなり出るということでございまして、専門的に人を1人お願いして散水作業と、あとの雑務関係のお仕事をやっていただくということで対応させていただいてございます。これで十分かということでございますが、これで十分対応できると、私のほうは考えてございます。

それから、工事請負費についてでございますが、この舗装工事は残土処分場の中の舗装工事ということで御理解を賜りたいと思っております。

以上でございます。

(建設課長 井村本彦君 降壇)

○議長(伊都堅仁君) 住民課長、仲岡君。

(住民課長 仲岡みち子君 登壇)

○住民課長(仲岡みち子君) それでは、私のほうからは、説明資料の8ページを
ごらんください。

4款衛生費、2項清掃費、2目塵埃処理費の15節工事請負費でございます。

これにつきましては、5月27日に一般廃棄物最終処分場野上地区塵埃処理場の廃止確認申請を県に提出でございます。そして、県の現地調査の結果、経年劣化部分の改善指導がございました。その指導に基づく工事費でございます。見込み額ではございますが、緊急を要するために今回修繕設計委託料とともに計上させていただいております。野上塵埃処理場につきましては、最終処分場として昭和47年に使用開始してございます。そして平成20年の7月末をもって埋立処分を終了し、その後23年に整地工事及び側溝整備を行いまして、現況変更届を提出してございます。そして、平成29、30年度の2カ年にわたって廃止に伴う検査項目を満たした水質検査等は全て基準値を満たした結果でありましたので、それを受けまして本年度中に廃止手続を完了することになりましたので、側溝の修繕や表面ののり面の転圧等、一部その当時の現況に近い状況とするよう、県より指導がありましたので整備する費用でございます。

以上、説明とさせていただきます。

(住民課長 仲岡みち子君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) 建設課長、井村君。

(建設課長 井村本彦君 登壇)

○建設課長 (井村本彦君) 申しわけございません、ただいまの美濃議員の御質疑に対して、私、答弁漏れがございましたので、9ページの土木費の建設残土処理費の工事請負費の中で、下神野小学校前の安全対策はどうかという御質疑が漏れがございましたので、それに対してでございますが、国土交通省等々の残土がかなり多く入っている中で、かなり危険なときには交通指導員といいますか安全員を立てていただいたりという協議も行っておりますので、順次必要に応じ、こちらから指導して対応していただきたいと考えてございますので、そちらのほうは心配ないかなと思ってございます。

以上でございます。

(建設課長 井村本彦君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) 教育次長、曲里君。

(教育次長 曲里充司君 登壇)

○教育次長 (曲里充司君) 美濃議員の御質疑、10ページの美里中学校のバリアフリーに関する御質疑にお答えをさせていただきたいと思います。このバリアフリー化の工事ですが、来春、肢体不自由の生徒の方の入学が予定されております。合理的配慮の観点から、今回関連する環境整備を行うものでございます。今までエアコンがついていなかったところを新たに教室とすることによりまして、今回エアコンの設置工事を行います。その他昇降機の2基の整備であったりとか、多目的トイレをまた2カ所新たに整備するとか、あと段差の解消で、いろんな教室への段差がありますので、その解消工事を今回実施するものでございます。

続きまして、星の動物園の環境整備の関係のアクセス道路での御質疑だったと思います。今回、上のほう、星の動物園の周辺の駐車場整備はいろんなところを探した結果、今回、十数台の整備の部分だけしか確保することができませんでした。どうしても上の駐車場には限りがございますので、できるだけ広い駐車場ということで、例えばかじか荘とタイアップしながら、宿泊者の方に天文台訪れていただいたりとかっていう案も現在検討しております。かつ、建設課のほうへもお願いはしまして、星の動物園のほうへの上がる道の側溝のほうへふたの設置とかっていうことで現在お願いしているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

(教育次長 曲里充司君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） 11番、美濃君。

○11番（美濃良和君） 8ページの衛生費の野上地区の塵埃処理場ですか、ごみですね、これはいよいよもう完全に終わりということで、昔の形に直すっていうことですか。そういうふうな説明であったかというふうに思うんですけど。それで、問題、悪いもの、水も出てこないというふうなことで説明があったんですけども、完全に昔の山の状態になったと、こういうふうに把握してよろしいのかをお聞きしたいと思います。

それから、建設残土で今の説明でしたら、処分場、舗装はですね、処分場だけと、中だけであって、外についてこれはうちがせなければならんのだとかということもあるんか知りませんが、相当道路が、毎日あんだけ何百台というトラックが通るんですから、悪くなって当然だと思うんですけども、その対策等については地元の方々も心配しておりますし、そのことについての対策はできているのかどうか、お聞きしておきたいと思います。

それから、散水ですね、これも場内だけだったのを今回は外もやるんだと、その予算を組んだんだということでしたね。これもですね、どの辺、対象ですね、どこまでの部分の、多分散水車走らせるということではないかというふうに思うんですけども、計画になっているのか、お聞きしたいと思います。

それからですね、美里中学校、9款3項ですね、障害のある方が入られるということであったかというふうに思うんですけど、以前からあそこの体育館について、やっぱり避難所になっているということから、バリアフリー、特にあれでは障害のある方が入ってくるの大変だということだったんですけども、今回それも含めて整備していただけるかというふうに思うんですが、これでですね、あの学校つくったころにはバリアフリーとかってというような考え方がないときにつくっていますから、いろんなところがあるかというふうに思います。3,900万、ましてや今計画されているところだけで十分であるのかどうか、以前にも何かのときに入ってたんですけど、特別教室で、中で下に敷いているシートをひっかけるとか、そんな細かいところもあるかというふうに思うんですけども、ここのところで十分であるのかどうか、相当に広いものですから、その辺についてお聞きしたいと思います。

それからですね、これで空調設備は全て実施されるということなんですけれども、ちょっと気になるんですけれども、事務執行状況の点検調査の中で見てみましたら、夏休みの期間を減らしたらどうかっていうことが出てるんですけれども、あくまでもエアコンの設置をしてきているってことについては、文部科学省も言っているように、子供たちが学習しやすい環境整備ということで、28度以下と、こうなっているかというふうに思うんです。あくまでもそういうふうな観点で整備をしていただいたというふうに思うんですけれども、それと夏休みを減らせということについては整合せんと思うんですけれども、それについて見解をお聞きしておきたいと思います。

それで、星の動物園ですけれども、とりあえず側溝のふたやっていくと、これはやりやすいところからやっていただいたらというふうに思うんですけれども、何にしても今のところはマイクロバスも上がらないと、こういうふうに聞いているんですけれども、そういうところでの町としてせっかく立派なものになるというふうになってきてるんですから、できるだけ多くの方々に来ていただけるためにですね、やっぱり道路の整備が必要かというふうに思うんですけど、そのこのところ含めて天文台の環境整備というふうに考えておられるのかどうか、その辺のところについてお聞きしたいと思います。

以上、お願いいたします。

○議長（伊都堅仁君） 住民課長、仲岡君。

○住民課長（仲岡みち子君） 美濃議員の再質疑にお答えいたします。

行く行くは山には戻りますが、今回は23年に整地工事及び側溝整備をしてございますので、その現況に近い状況にするようにということでございます。昨年、植栽を足していただいておりますので、行く行くは山となる予定でございます。

そして、もう一点ですけれども、今回そういうことで改善計画等出して、知事のほうより指定区域ということで、清掃法第15条の7による指定区域に指定されますので、跡地利用については指定区域に指定しておく必要がございますということなので、今回は整備をさせていただきます。それで、知事から指定の通知が来ると思います。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 建設課長、井村君。

○建設課長（井村本彦君） それでは、私のほうから美濃議員の再質疑にお答えをさせていただきます。

散水車の散水範囲についてでございますが、現在のところ、町民会館でございますね、

入り口の上り坂のところ、あそこから処分場もしくは文化センターの前までということで行っていただいております。ただし、状況に応じて国道370号線も上下といえますか、海南側、もしくは黒沢側までやるということで検討してございます。

それから、舗装の国道の傷みについてでございますが、こちらのほうに関しましては、現在国道370号は県の管理となっておりますので、県のほうに要望しておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

以上でございます。

○議長（伊都堅仁君） 教育次長、曲里君。

○教育次長（曲里充司君） まず、美里中学校のバリアフリーの関係でございます。

今回、もちろん校舎が古いこともありまして、段差が多い校舎でございます。ですので、改修する箇所が非常に多いことが予想されますが、現在考え得るところは、全てクリアできておるものと思っております。かつ、学校側におきまして、授業の運用形態というか、授業の場所のほうも工夫していただきながら、万全を期していきたいと考えてございます。

次の天文台の関係でございます。

道の拡幅とかになりますと、建設課のほうからは用地であったりとか工事が非常に時間がかかるということではなかなか難しいというのは聞いてございます。ですので、できるだけそういうことの対応としまして、例えばもちろん多いお客さん来てもらうのにこしたことはないんですが、余り多過ぎてもお客様をなかなかこちらのほうではコントロールできないということで、例えば事前の予約制であったりとかってということで、いろんな形で検討していければなと思っております。その一段として建設課のほうへ側溝のふたをお願いするというような形で今回は進めさせていただければなと思っております。

以上でございます。

○議長（伊都堅仁君） 教育長、東中君。

○教育長（東中啓吉君） あと1点ですね、エアコン、夏休みのことございましたけれども、それについてちょっと答弁させていただきます。

まず、エアコンスイッチはよりより教育環境を整えるということがおっしゃるとおり、そういうことが目的で行っております。夏休みの問題につきましては、新しく学習指導要領というのが改訂されまして、外国語教育とかね、そういうものが入ってきてます。

それから、昨今台風とかが非常に上陸する回数が増えて、臨時休校とかそういったことが非常に多くなってきておりまして、授業時間数の確保という観点からかなり切迫しているんだという話がございます。そういった観点から、今後検討していかなければならないなというふうに考えております。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 11番、美濃君。

○11番（美濃良和君） 土木費のですね、残土処理場に関してですね、いろいろと考えていただけているということでございますけれども、我々というんですか、町の予算の上ではですね、これで採用されるものがあってありがたいんですけども、やはり地元の方々っていうのは、相当協力をしてくれていると、そういうことがあって成り立っているというふうに思うんです。御存じのように大変道路が狭い、今後川向かいに国道も変わっていくということもあるんか知りませんが、あるにしてもですね、今のところは通っていかなきゃならんということで、そういう狭いところを通行するトラックの台数も多いということで、十分に地元の方々のですね、意向を汲んでいただきたいと思います。

それで、舗装に関してもですね、特にそのことについて声が聞かれるんですけども、県にっていうことで今答弁があったんですけども、早急な対応というんですか、その辺のところはどういうふうに考えておられるのか、最後に聞いておきたいと思います。早急な改善ですね、それに対してどうであるんか。

それからですね、学校の問題で、中学校費、10ページですね、いろいろと検討していただいていると。中の問題まで我々とやかく言えるものではないというふうに思います。教育のこれは独自性の問題ありますから、ええものでもあるんですが、また一定学校に出ていく夏休みの間でも出ていく結構回数が増えているというところもあるかというふうに思うんですけども、それはですね、学校のほうでそのことも十分に考えて対応していただけたらと思いますので、それはそういうところで期待をしておきたいと思います。これについては答弁要りません。

それからですね、星の動物園なんですけれども、いろいろと要するにあの施設についてですね、対応し切れない部分もあること、危惧されているような答弁であったかというふうに思うんです。そのところをですね、危惧はされていてもやはり上がってくる方々ですね、をいかにですね、安心して安全に上がってきてもらえるという、その対策

がですね、相当予算も使っていく立場でありますんで、その辺はどうなっているのか、もう一度町長にお聞かせいただきたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 美濃議員の御質疑にお答えをいたしたいと思いますが、この土木費の残土処理、この件に関しまして、地元の方々の心情ですね、これを十分わかった上で進めてほしいという御意見でございますが、私どもはですね、やはりこの心情を考えた上でですね、あそこの土砂をほるについても、ダンプカーを一方通行にしたり、そうした要望もし、そして3台以上は連ねてくるなというふうな配慮までですね、こちらから今言っております。

また、地元の方々がね、それでもまだなおかつこうしてほしいとか要望があればですね、またそれをお聞きしながら国交省とも話をしていきたい、そのように考えております。

また、舗装に関する件なんです、これについてはあそこへ行くについてですね、国道370号というのを通っていくわけです。この国道に関しては県管理になっておりますが、極端にですね、悪くなったというふうなことがございましたら、私どもからもまた県に要望していきたい。そして、補修をしていただくとか、いろいろそうしたことを要望してまいりたいと思います。できるだけ、国交省の工事にですね、やはり我々紀美野町としても最終的には貴志川の改修にも絡んできますんで、協力していきたい、そうした思いで今対応してますんで、ひとつ御理解を賜りたいと思います。

それと、星の動物園、これのアクセス道路ですね、これにつきましては議員の皆さん方のほうがよく御存じだと思います。非常に登り口からですね、急峻な道路になっておりまして、そしてその急峻な山を登っていくと、それを細い、もとの林道ですね、これを利用しながら登るような今、形状になっております。今まではですね、できるだけその途中までは町道になってくるんですね、そして向こうは林道、を拡幅してそして登るようになっているということで、実は対向をですね、できるだけできる箇所を拡幅していこうよということでやっております。今回はですね、星の動物園の改修に伴いまして、この道路においてもね、できるだけ側溝にふたをかけて、そして広くとっていこうよというふうな対策までやっておるところでございます。しかしながら、これについては中型バスぐらいだったら行くと思いますが、大型バスは無理です。そうした場合には先ほど教育次長からも申し上げましたように、アクセスですね、これを同時に考えていき

い。それにはやはりかじか荘との連携、こうしたことも出てこようかと思います。そんな中で、今後さらにですね、検討を深めていきたいと思いますので、ひとつ御理解を賜りたいと。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） ほかに質疑ございませんか。

1 番、桐山尚己君。

（1 番 桐山尚己君 登壇）

○1 番（桐山尚己君） 先ほどからお話のあります星の動物園天文台についてですが、先ほど教育次長のほうから、今回改修、各所に当たって今後さらに観光拠点というような意義も含めて、和歌山大学の観光課とも協力してやっていきたいというようなお話がございましたけれども、星の動物園が建設されて以来、言ってみれば文教拠点、学習拠点としての位置づけで教育委員会のもとで管轄下でやってこられたというふうに私は理解しておるんですけれども、そこから二十数年ですか、が経過をし、現時点では観光拠点の意味合い、さらにはまちづくりの拠点という、そういう意義も相当増してきているのではないかというふうに私は感じております。

そんな中で、今回改修、拡張を図っていくというに当たって、教育委員会のもとだけでは今後の拡張という観点ですね、教育委員会のもとだけではやっていくのが難しいんじゃないかというふうに感じているんですね。ですから、産業課、さらにはまちづくり課と強力な連携を図ってやっていく必要があると、もしくは必要によっては産業課もしくはまちづくり課の管轄下においてというようなことも考えていく必要があるんじゃないかというふうに考えているんですけれども、そのあたり町長のですね、お考えをぜひお聞かせいただきたいなというふうに思います。

よろしくお願いします。

（1 番 桐山尚己君 降壇）

○議長（伊都堅仁君） 町長、寺本君。

（町長 寺本光嘉君 登壇）

○町長（寺本光嘉君） 桐山議員の御質疑にお答えをいたしたいと思いますが、私もですね、この星の動物園、これにつきましては、学術的なね、拠点であり、また同時にですね、最近に至りましてもね、観光面が非常に強くなっていると。そうした1つの紀美野町の大きな拠点であるというふうなことで考えております。したがって、今

回の、前回やりましたバンガローの改修、それに伴いまして今回はですね、ドームっていうんですか、ドームの故障もあり、そしてこの周辺整備というのを一括してやっていこうということで現在計画をいたしておるところでございます。

そんな中で、議員ら御質疑のですね、やはり道路関係、これも大きな1つの課題であるかと思います。と申しますのは、山を見ていただいたらわかるんですが、非常に急峻な山であると。そこへ例えばですね、理想としては大型バス、これが入る道をつけられれば一番いいんですが、やはりそれには危険が伴うということもございまして、できるだけ現道を拡幅しながら、中型バスぐらいが入れるような、そうしたことを計画していきたい、そのように考えておるところでございます。したがって、教育課だけではなしに、町全体の事業としてね、とらまえ、やはり観光ももちろんのことでございますし、また学術のこともでございます。そんな中で、和歌山大学さんともですね、やはり協議をしながら今後対応していきたい、そのように僕は考えておりますので、ひとつ議員各位のですね、御協力のほどよろしくお願い申し上げたいと思います。

以上です。

(町長 寺本光嘉君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） 休憩します。

休 憩

(午前10時30分)

再 開

○議長（伊都堅仁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時30分)

○議長（伊都堅仁君） ほかに質疑はありませんか。

8番、北道勝彦君。

○8番（北道勝彦君） 8番、北道です。理想は確かにええ話ですけども、何か収益がないような理想やったらよ。

○議長（伊都堅仁君） 何に対しての質疑ですか。質疑項目。

(発言する者あり)

○8番（北道勝彦君） 予算よ。予算のことで収益ね、収益がなかったらよ。

○議長（伊都堅仁君） 何についての質疑なんよ、星の動物園。

- ８番（北道勝彦君） そやよ。入ってないさかい、言うてんねん。
- 議長（伊都堅仁君） それを、質疑事項をまず言ってください。何ページの何について質疑します。
- ８番（北道勝彦君） もうええわ。
（発言する者あり）
- 議長（伊都堅仁君） これはもうそういうルールになっておるので、そういう形でお願いします。
ほかに質疑ありませんか。
（「なし」の声あり）
- 議長（伊都堅仁君） これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
反対討論を行います。
（「なし」の声あり）
- 議長（伊都堅仁君） 賛成討論ありませんか。
（「なし」の声あり）
- 議長（伊都堅仁君） これで討論を終わります。
これから議案第９７号を採決します。
本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
- 議長（伊都堅仁君） 異議なしと認めます。
したがって、議案第９７号は原案のとおり可決されました。
しばらく休憩します。
- 休 憩

（午前１０時３２分）

再 開

- 議長（伊都堅仁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。
（午前１０時４５分）

◎日程第９ 議案第９８号 令和元年度紀美野町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）について

○議長（伊都堅仁君） 日程第9、議案第98号、令和元年度紀美野町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について議題とします。

これから質疑を行います。

6番、田代哲郎君。

（6番 田代哲郎君 登壇）

○6番（田代哲郎君） 令和元年度紀美野町国民健康保険事業特別会計で、1点だけお伺いします。

予算説明書の15ページです。

歳出の6款基金積立金、1目財政調整基金積立金、25節積立金で、財政調整基金積立金933万3,000円の計上となっています。この933万円余りを積み立てたとして、基金残高どうなるのか、基金の総額がどうなるのか、答弁求めます。

（6番 田代哲郎君 降壇）

○議長（伊都堅仁君） 住民課長、仲岡君。

（住民課長 仲岡みち子君 登壇）

○住民課長（仲岡みち子君） 田代議員の御質疑にお答えいたします。

補正後の財政調整基金残高は2億67万7,383円でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

（住民課長 仲岡みち子君 降壇）

○議長（伊都堅仁君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで質疑を終わります。

これから議案第98号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで討論を終わります。

これから議案第98号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 98 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 10 議案第 99 号 令和元年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第 2 号）について

○議長（伊都堅仁君） 日程第 10、議案第 99 号、令和元年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第 2 号）について、議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで質疑を終わります。

これから議案第 99 号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで討論を終わります。

これから議案第 99 号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 99 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 11 議案第 100 号 令和元年度紀美野町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について

○議長（伊都堅仁君） 日程第 11、議案第 100 号、令和元年度紀美野町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について議題とします。

これから質疑を行います。

6 番、田代哲郎君。

（6 番 田代哲郎君 登壇）

○6 番（田代哲郎君） 介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）で、質疑を行います。

歳出の 4 款、これも基金積立金です。23 ページ、1 項基金積立金、1 目介護給付費

準備基金積立金です。

介護給付費準備基金積立金 2,425万4,000円の計上となっています。積み立て後、補正後の基金残高はどのようになるのか、答弁求めます。

以上です。

(6番 田代哲郎君 降壇)

○議長(伊都堅仁君) 保健福祉課長、森谷君。

(保健福祉課長 森谷善彦君 登壇)

○保健福祉課長(森谷善彦君) それでは、私のほうから田代議員の御質疑にお答えします。

予算に関する説明書の23ページ、4款1項1目の介護給付費準備基金積立金ですが、補正後の基金残高は4,503万8,000円の予定でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

(保健福祉課長 森谷善彦君 降壇)

○議長(伊都堅仁君) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊都堅仁君) これで質疑を終わります。

これから議案第100号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(伊都堅仁君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊都堅仁君) これで討論を終わります。

これから議案第100号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(伊都堅仁君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第100号は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 陳情第1号 町道認定に関する陳情について

○議長(伊都堅仁君) 日程第12、陳情第1号、町道認定に関する陳情について、委員長から審査結果、結果の報告を願います。

産業建設常任委員長、向井中洋二君。

(産業建設常任委員長 向井中洋二君 登壇)

○産業建設常任委員長（向井中洋二君） それでは、付託を受けております、陳情第1号、町道認定に関する陳情について、慎重に審査を行ってまいりました。その結果を報告いたします。

現在の農道三尾川線は、平成3年度に新設され、集落間の連絡道路として、またスクールバス並びに、コミュニティバスの路線として地域にとりまして、重要な路線として活用されております。9月12日の産業建設常任委員会において、現場調査も実施いたしました。近年、特にグルメスポットとなったことにより交通量が増加していることと、狭隘な道路でもあることから、地域住民には、車両の対向など、大変苦慮している状況であり、また、相次ぐ台風時には、倒木や土砂流出などにより、通行が困難な箇所も多く、現状は陳情書のとおりであります。この道路は、集落間を結ぶ重要な路線であり、災害時においても、住民の孤立を防ぐ生活道路でもあります。そのためにも、町道として認定することが望ましいとの判断に決しました。以上のことから、陳情第1号は、採択すべきと結論に達しました。

以上で、報告を終わります。

(産業建設常任委員長 向井中洋二君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） 委員長報告が終わりましたので、これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長（伊都堅仁君） これで質疑を終わります。

これから陳情第1号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長（伊都堅仁君） 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（伊都堅仁君） これで討論を終わります。

これから陳情第1号を採決します。

陳情第1号に対する委員長の報告は採択です。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（伊都堅仁君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第１号は委員長報告のとおり採択と決定しました。

◎日程第１３ 議員派遣の件について

○議長（伊都堅仁君） 日程第１３、議員派遣の件について議題とします。

お諮りします。

議員の派遣については、お手元に配付のとおり派遣することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件については、お手元に配付のとおり派遣することに決定しました。

◎日程第１４ 閉会中の継続調査及び継続審査の申し出について

○議長（伊都堅仁君） 日程第１４、閉会中の継続調査及び継続審査の申し出について議題とします。

総務文教常任委員会、産業建設常任委員会、議会運営委員会、議会活性化特別委員会及び広報編集特別委員会の委員長から、会議規則第７５条の規定により、閉会中の継続調査の申し出と決算審査特別委員会委員長から会議規則第７５条の規定により、閉会中の継続審査の申し出があります。また、総務文教常任委員会及び産業建設常任委員会の委員長から、所管事務の調査について、会議規則第７３条の規定による通知、会議規則第７４条に規定による委員派遣承認要求とあわせ、会議規則第７５条の規定により、お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査及び継続審査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査及び継続審査とすることに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

お諮りします。

本定例会に付された事件は全て終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（伊都堅仁君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は、本日で閉会することに決定しました。

閉 会

○議長（伊都堅仁君） これで本日の会議を閉じます。

令和元年第3回紀美野町議会定例会を閉会します。

(午前10時57分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和元年9月20日

議 長 伊 都 堅 仁

議 員 七 良 裕 光

議 員 田 代 哲 郎